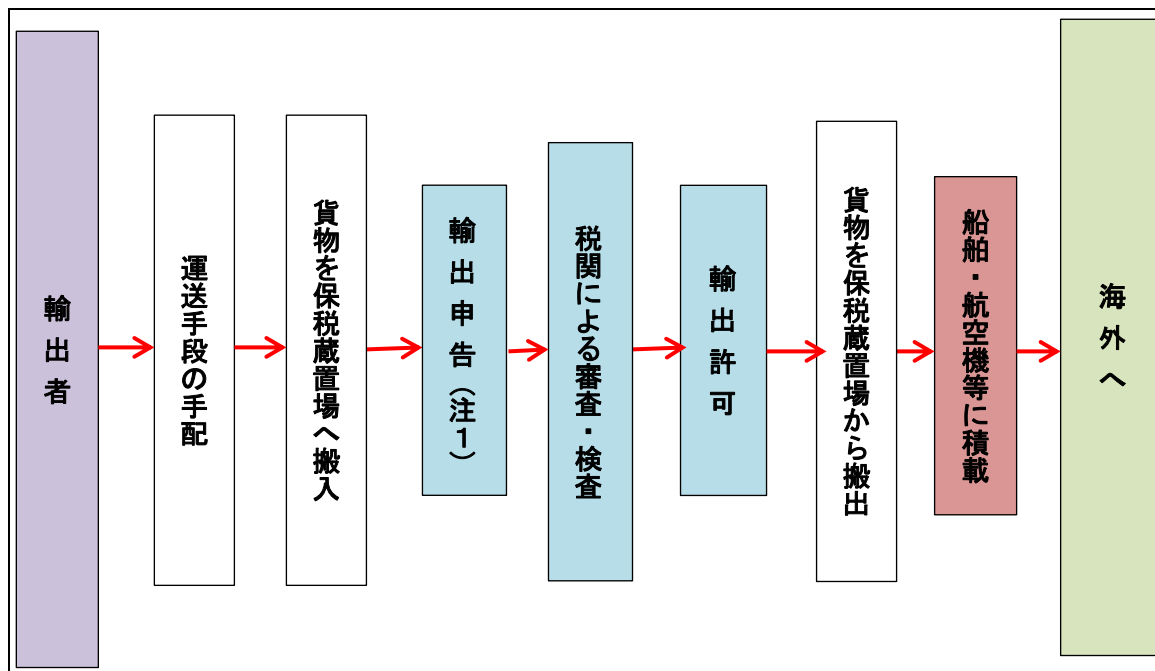


## A. 一般貨物として輸出する場合の手続（一般的な流れ）



(注1) 輸出申告は、輸出許可を取得するために貨物を搬入した又は搬入する予定の保税蔵置場を管轄する税関官署に対して行ってください。

輸出手続は、通関業者に委任することが一般的ですが、輸出者ご自身で行うこともできます。手続の流れは以下のとおりです。

- (1) 積載する船舶・航空機の手配を行います。
- (2) 輸出する貨物を保税蔵置場に搬入します。積載予定の船舶・航空機が発着する港近くの保税蔵置場に搬入することをお勧めします。
- (3) 貨物を搬入した保税蔵置場を管轄する税関官署に、輸出申告を行います。（(2)の搬入前に搬入予定の保税蔵置場を管轄する税関官署に輸出申告を行うこともできます。）
- (4) 輸出申告の際には、[輸出申告書（税関様式C第5010号）](#)、[インボイス](#)、他法令関係書類を税関に提出することとなります。
- (5) 税関で書類を審査し、必要に応じ検査を行なった後、輸出許可書が発行されます。
- (6) 保税蔵置場から貨物を搬出し、船舶・航空機に積載します。